

庁保険発第 0919001 号

平成 20 年 9 月 19 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期  
に勤務していた者の年金記録の訂正について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げ又は遡及した資格喪失処理が行われていた事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者（以下「申立人の同僚」という。）について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、当該あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の内容については、総務省行政評価局行政相談課と協議済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたことにつき、合理的な理由が見当たらないと判断された事案については、申立人の同僚を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行うこととしている。

今般、これらの者について、出来る限り速やかに年金記録の訂正処理につなげるとともに、第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、申立人の同僚と特定される者

について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すこととし、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたものである。

## 2 記録訂正対象者

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする（遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できるものに限る。）。

### (1) 遡及訂正処理年月日が確認できる事案の場合

次のすべての要件に該当するものとする。

#### ① あっせん事案の遡及訂正処理年月日と同日（※1）に訂正処理が行われていること。

※1 「遡及訂正処理年月日と同日」について

あっせん事案の遡及訂正処理日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とする（以下同じ。）。

#### ② あっせん事案と同一の遡及訂正処理（※2）（標準報酬訂正・資格喪失日訂正）が行われていること（全喪日が当該者の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、遡及して資格取得取消とされた者を含む。）。

※2 「同一の遡及訂正処理」について

##### ○標準報酬の遡及訂正の場合

資格取得時報酬、月額変更記録及び算定記録のように訂正された記録が異なる場合、遡及した期間及び訂正処理方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

##### ○資格喪失年月日の遡及訂正の場合

遡及した期間内の資格取得記録が取り消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

#### ③ 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること。

### (2) 遡及訂正処理日が確認できない事案の場合

あっせん事案が、事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われているものとする。

### (3) 上記(1)又は(2)に該当する事案であって、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより訂正処理に問題が生じる場合は、当課に協議すること。

（例）現在の記録には厚生年金基金加入記録があるが、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより、基金加入記録が取り消される場合 等

### 3 記録訂正方法

#### (1) 記録訂正対象者となる可能性のある者のリストの送付

当課においては、第三者委員会で遡及訂正事案のあっせんがあった場合、記録訂正対象者となる可能性のある者のリストを作成し、記録訂正対象者の住所地を管轄する社会保険事務局に送付する。

#### (2) 記録訂正対象者へのお知らせ

管轄の社会保険事務所においては、記録訂正対象者となる可能性のある者と面談を行い、現在の記録とともに遡及訂正処理が行われる前の記録についてもご確認いただいた上で、現在の記録が事実と異なるとの申出があった場合には、「年金記録に係る確認申立書」の提出を依頼する（遡及訂正処理が行われる前の記録自体に異議がある場合には、第三者委員会に送付する。）。

#### (3) 記録訂正

社会保険事務所は、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」に基づき、上記2の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行う。その際、年金受給権者については、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、記録訂正を行った後、記録訂正対象者あてに訂正後の記録を送付する。

なお、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」の内容が、上記2の要件に該当しない場合は、通常の手続により第三者委員会に送付し、あっせんを受けた後に記録訂正を行う。

#### (4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

### 4 報告

社会保険事務局は、被保険者記録訂正後、記録訂正の結果について週次で当課へ報告する。

当課においては、社会保険事務局からの報告を受けて、第三者委員会へ報告する。

### 5 その他

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、遡及した資格喪失処理が行われていた事案及び本通知における記録訂正対象者に係る事案について、遡及訂正処理により、配偶者についても第3号被保険者であった期間が第1号被保険者期間に遡及訂正されていることが確認できた場合は、配偶者に対して説明を行った後、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻し、訂正後の記録を配偶者あてに送付すること。

また、配偶者が年金受給権者である場合は、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。